【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の５第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年６月27日
【会社名】	株式会社 東研
【英訳名】	TOHKEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　春 山　安 成
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

１　【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年７月27日に提出いたしました第40期（自　平成21年５月１日　至　平成22年４月30日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の４の５第１項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２　【訂正事項】

３　評価結果に関する事項
４　付記事項

３　【訂正箇所】

訂正箇所は＿を付して表示しております。

３　【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備により、過去複数年度に亘る決算の訂正となったことは、当社の財務報告に係る内部統制に重要な欠陥があったためと判断しております。その結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、過年度に亘り不適切な会計処理が行われていたとの疑義が生じたことから、社内調査委員会を設立し調査を行ってまいりました。同委員会の調査により、期末における売上確保のために翌期の納期の取引を期末に前倒しをしていることで、売掛金の回収が遅れていることがわかり、過去の取引内容を調査・確認を行なった結果、当社の過去の決算内容について、売上計上時期その他の修正を要する可能性のある事象が判明いたしました。

当社は、判明した事実により、不適切な会計処理が及ぼした決算への影響額を調査し、有価証券報告書の縦覧期間である５年、平成18年４月期中間期から平成23年４月期第３四半期までの範囲で訂正を行い公表しております。

社内調査委員会及び第三者委員会による調査結果の検証により、不適切な会計処理の発生原因は、当該処理が退職社員及び一部の営業担当者により行われたものではありますが、経営者上層部、営業管理者、営業管理室及び総務部の監視機能並びに監査役及び内部監査部門の監査機能が不足していたこと、コンプライアンスの徹底が不十分であったこと等の全社統制に不備があったこと、営業管理者及び営業管理室等のチェック、牽制機能が不十分であり組織体制、業務体制に不備があったこと等の販売に係る業務プロセスに関する内部統制が機能しなかったことによるものであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、販売に係る業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、不適切な会計処理が行われ、かつ、その発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

４　【付記事項】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

当社では財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しております。当社は、社内調査委員会及び第三者委員会の調査報告書での改善提言を踏まえ、財務報告に係る内部統制の不備の是正、改善のための具体的施策に着手しております。

具体的改善策は以下のとおりであります。

（１）『株式会社東研の基本行動規範』の周知、徹底

（２）出荷基準（バーコード関連事業）、検収基準（Ｘ線事業）の徹底

① 営業部門承認事項の見直しをする。

② 大口引合のチェックを徹底する。

③ 特定の場合（価格変更、型式変更等）以外には売上取消・再売上伝票は発行させない。

④ 回収面からのチェックを徹底する。

⑤ キャンセルはタイムリーに承認書で処理する。

（３）他部署からのチェック体制の構築

① 営業管理室の管理システムの見直しと充実をはかる。

② 内部監査室による改善策の進捗チェックを四半期毎に行う。

③ コンプライアンス・リスク委員会の活性化を行い、委員会としても半期毎に改善策のチェックを行う。

④ 総務部の関与を強化する。